

議案第 4 号

白岡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

白岡市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年白岡市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第 2 欄に掲げる事務」を「行う特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務であって同表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成 26 年内閣府、総務省令第 7 号。以下「主務省令」という。）で定める事務その他規則で定める事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「主務省令で定めるものその他規則で定める特定個人情報」を「自らが保有するもの」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

5 市長	白岡市子ども医療費支給に関する条例（昭和 48 年白岡町条例第 18 号）による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和 25 年法律第 14 号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護
------	---	---

関係情報」という。) であって規則で定めるもの

地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭

和 39 年法律第 129 号) による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和 39 年法律第 134 号) による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和 60 年法律第 34 号) 附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報 (以下「特別児童扶養手当等関係情報」という。) であって規則で定めるもの

母子保健法 (昭和 40 年法律第 141 号) による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

児童手当法 (昭和 46 年法律第 73 号) による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報 (以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。) であって規則で定めるもの

介護保険法 (平成 9 年法律第 123

		号) による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）による公的給付支給等口座登録簿への登録に関する情報（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資格に関する情報（以下「医療保険被保険者資格関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に

		<p>関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>

	関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険被保険者資格関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	白岡市子ども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険被保険者資格関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行し、別表第1及び別表第2の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。